

キャッチアップ法改正

with 社労士試験 年金博士・北村庄吾の最短最速非常識合格法

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

第3回/全8回

YouTube チャンネルで
詳しく解説！



YouTube チャンネル「社労士試験 年金博士・北村庄吾の最短最速非常識合格法」にて、当連載の動画解説を行っています。ぜひご覧ください！（左のQRコードからアクセスできます）

特定社会保険労務士

佐藤 義人

（佐藤社会保険労務士事務所）

執筆・校正協力：社会保険労務士 北村 庄吾



① 健康保険法 高額療養費制度の改正（令和8年8月～順次施行）

第3回は、令和8年（2026年）8月から順次施行される「高額療養費制度の見直し」です。

◆見直しのポイント

- ・月額上限を所得区分ごとに見直す一方、**多数回該当は据え置く**。
- ・長期療養が続く方が抱く将来の医療費負担への不安を和らげるため、**年単位の負担上限（「年間上限」）を新設する**。
- ・70歳以上の外来特例についても、**住民税非課税区分に年間上限を新設**し、月々上限額まで利用している方の年間負担は増えないようにする。
- ・低所得者に配慮し、**年収200万円未満の課税世帯は多数回該当の金額をさらに引き下げる（▲25%相当）※令和9年8月以降**。

本稿では、まず、**1** 高額療養費制度の基本、**2** 改正内容（新旧対照・条文の対比）、**3** 改正の趣旨と試験対策上のポイント、**4** 過去の出題からのチェックリスト、**5** 練習問題の順に掘り下げていきます。

1 高額療養費制度の基本

(1) 制度の概要

高額療養費は、被保険者・被扶養者が同一の月に支払った自己負担額（一部負担金等の額）が、所得区分ごとに定められた「高額療養費算定基準額（自己負担限度額）」を超えたとき、その超える額が支給される制度です（健保法115条）。家計に対する医療費負担が過重にならないようにするためのセーフティネットです。なお、平成24年4月からは、入院に加え外来も、限度額適用認定証等の提示により窓口負担を限度額までにとどめる現物給付化が行われています。

(2) 所得区分と算定基準額（70歳未満）

70歳未満は標準報酬月額に応じてア～オの5区分に分かれます（図表1-1）。区分ウ（標準報酬月額28万～53万円未満）を例にとると、限度額（新）は「**85,800円** + （医療費 - **286,000円**） × 1%」です。医療費総額100万円なら限度額は92,940円となります。